京都大学教育研究振興財団助成事業 成 果 報 告 書

平成23年 9月16日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団 会 長 计 井 昭 雄 様

職 名・学 年

 K	, <u> </u>	71	ΗЦ	Άμ	
		所属部局•研究科			法学研究科

准教授

氏 名 佐々木 健

事業区分	平成 21 年度 • 長期	派遣助成			
研究課題名	古代ローマ世界の訴訟法制における特示命令の機能とその背景				
受入機関	ローマ大学(ラ・サピエンツァ)法学部ローマ法研究所				
渡航期間	平成21年 8月26日 ~ 平成23年 8月25日				
成果の概要	タイトルは「成果の概要/報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 ■ 無 □ 有()				
	交付を受けた助成金額	2,550,000円			
	使用した助成金額	2,550,000円			
	返納すべき助成金額	0円			
		渡航費 150,000円			
		滞在費 2,400,000円			
会 計 報 告					
	助成金の使途内訳				
	(使用旅費の内容)				
<u> </u>					

成果の概要 / 佐々木健

本研究は、究極的には、法を比較対照する素材として、古代ローマの法制に注目し、法を相対的に捉える立脚点の一つを提供することである。とは言え、その範囲は広く、また既に国内外で多くの先行研究が様々な観点から蓄積されており、個人の能力と派遣期間とを考慮して、特定の法制度に限定した上で、その機能と背景を検討することに留めざるを得ない。そこで、差し当たりは特示命令という法制度に注目し、歴史的文脈において当該法制度それ自体が有した機能と、そうあらしめた背景とを明らかにすることに努めた。

派遣先においては、非法律文献も含む文献史料や遺物などを検討し、研究課題とした特示命令の機能とその背景について、どのような内容の特示命令が生成・展開し、その背景に存在したと思われる既存の法制度では満たされなかった需要が如何なるものか、そしてそれが何故特示命令という形式で実現・救済されることになったのか、を研究した。近年は、考古学の進展に伴い、遺跡の発掘と公開が進められ、また遺跡それ自体のみならず、博物館や資料館の形で多くの成果が公開され、ローマにおいては特に、展覧会が随時開催されることも多く、可能な限りこうした催しを利用して古代ローマ当時の生活状況の正確な把握に努めた。また、ローマ大学ローマ法研究所には、各国で出版された研究書や学術雑誌がかなり網羅的に所蔵されており、また歴史学や古典学に関する文献も同大学の各セクションにおいて利用可能となっている。場合によって、その時点では利用に供されていないものも存在するが、ローマ大学に程近いイタリア国立中央図書館ローマ館も簡便に利用することが出来、世界的な研究動向を踏まえて自らの研究を位置づけることが可能であった。

加えて、派遣先では古代ローマ法に関連する講義・授業が多数開講されており、可能な限りこれに参加し、当地での高水準な解釈作業に学んだ。学部生向けの講義には1年生向けの「ローマ法入門」、4・5年生向けの「ローマ法」及び「ローマ法史」の計3科目が講じられ、大学院向けには各地から招いた非常勤講師による講義も含め、内容上12科目以上が行われている。二年の滞在期間中、内容や講義時刻の重複する場合を除いて大半に出席したが、教授の方法論や問題関心の相違、対象とする時期も古代から中世、近代に至るまで多岐にわたり、一口に「ローマ法」と呼ばれる学問領域の広さを感じると共に、講義スタイルの多様性にも感じ入った。同時に、学内で年に数回開催されるローマ法関連の講演では、近著の紹介や個別問題の検討に加え、シンポジウム形式で統一テーマを論じるものもあり、あるいは追善講演会として故人の方法的人格的特徴に言及すると共にその継承具合が述べられるなど、大変興味深い内容に圧倒されるほどであった。

また、各国の在ローマ研究機関でも、あるいはローマ市内の各大学でも様々に研究会が開催され、これに出席できたことも大いに有意義であった。

特示命令という法的手段を検討するという研究課題に関しては、特示命令による行政的な規制が、刑事裁判による重大侵害への制裁の傍らに、翻って私法上自己の利益を実現させる手段たる訴権とも区別される形で存在したことに注目し、侵害の重大性という観点と、当該事案において損害を回復し、利益を実現させ、紛争を解決するのに適切な形式であった、という観点から論じたイタリア語論文を滞在期間中に執筆し、受入教授を査読者としつつ、同教授から指導を受けて手直しを加え受理された。来春には誌上にて公表される予定である。

こうした経験を得て法史学としてのローマ法の研究について方法的内容的深化を図ることが出来たのも、滞在の成果としてイタリア語論文を完成させることが出来たのも、 貴財団による派遣助成の賜物であり、ここに感謝の意を表する次第である。